

業務及び財産の状況に関する説明書類
第 53 期 令和 4 年 7 月 1 日 から 令和 5 年 6 月 30 日まで

令和 5 年 9 月 14 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名：太陽有限責任監査法人

所在地：東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号

代表者：山田 茂善

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

1. 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務
2. 公認会計士法第 2 条第 2 項の業務
3. 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

- 昭和 46 年 9 月 6 日 出資金 9,000 千円で太陽監査法人を設立
- 昭和 59 年 5 月 25 日 従たる事務所として大阪事務所を設立
- 平成 13 年 4 月 2 日 従たる事務所として神戸事務所を設立
- 平成 18 年 1 月 1 日 A S G 監査法人と合併し太陽 A S G 監査法人に名称変更
東京都千代田区に永田オフィス、
大阪府大阪市中央区に大阪南オフィスが増加
- 平成 18 年 9 月 25 日 主たる事務所を統合移転し、本部・東京事務所とする
- 平成 18 年 11 月 20 日 大阪、神戸の従たる事務所を統合、大阪事務所とする
- 平成 20 年 7 月 15 日 有限責任監査法人となる
- 平成 20 年 7 月 31 日 従たる事務所として名古屋事務所を設立
- 平成 24 年 7 月 1 日 永昌監査法人と合併、従たる事務所として北陸事務所を設立
- 平成 25 年 10 月 1 日 霞が関監査法人と合併する
- 平成 26 年 10 月 1 日 太陽有限責任監査法人に名称変更
- 平成 30 年 7 月 2 日 優成監査法人と合併する
主たる事務所である本部・東京事務所を統合移転
従たる事務所として札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、
中国・四国事務所、九州事務所を設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

有限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

下記のとおり監査証明業務が増加いたしました。

金商法・会社法監査が 27 社、労働組合法監査が 1 社、その他の法定監査が 22 社、その他の任意監査が 18 社増加いたしました。

会社法監査、学校法人監査は増減がありませんでした。

金商法監査が 1 社減少したことにより、全体として 67 社増加いたしました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当なし

(3) 監査証明業務の状況

※ 令和 5 年 6 月 30 日現在
(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	351 社	345 社
② 金商法監査	23	10
③ 会社法監査	154	9
④ 学校法人監査	46	0
⑤ 労働組合監査	5	0
⑥ その他の法定監査	190	10
⑦ その他の任意監査	351	0
計	1,120	374

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	総数	内大会社等の数
対象会社等数	390 社	35 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

内部管理体制についての基本的な方針と手続は、基本規程集及び品質管理規程集に定めております。

法令等遵守体制について、現状では、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談については監査業務本部又は経営管理本部が対応しており、必要に応じて法律顧問に相談することとしております。

法令等の違反事項に限りませんが、通報に関しても通報規程を定めております。また、就業規則及び社員規程においても、法令違反については懲戒処分条項を置いており、相当の懲戒処分ができることになっております。就業規則及び社員規程の周知徹底と併せて適宜研修等の実施により注意喚起を行っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、不正リスク（財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスクをいう。以下同じ。）に関する品質管理を含む品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、総括代表社員が最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として品質管理本部を設けております。

業務執行社員は、品質管理のシステムに準拠し、監査チームのメンバーがこれに準拠して監査業務を実施していることを確かめ、実施する監査業務の全体的な品質に責任を負っております。

② 独立性の保持のための方針の策定

独立性について、当監査法人の監査実施者は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守しております。これらの法令及び諸規則、並びに当監査法人が加盟しております国際会計事務所組織である Grant Thornton International Ltd.（以下「GTIL」という。）の国際的水準の独立性に関する方針を遵守すべく、当監査法人の規程を定めており、それに基づき、独立性を確かめる体制をとっております。所定の規程に基づき、法人全体としては定期的にすべての監査実施者から確認書を入手するほか、すべての監査業務について、監査チームのメンバー及び審査員全員から誓約書を入手し、被監査会社からの独立性を確認しております。

業務執行社員は、監査チームのメンバーが職業倫理及び独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめております。

業務執行社員のローテーションについては、当監査法人が定める一定規模以上の社会的影響度の高い事業体に対して、7年交替ルールを採用しております。ただし、上場会社の筆頭業務執行社員については、公認会計士法の規定に基づき、5年交替ルールを採用しております。また、上記以外の法定監査対象会社等の業務執行社員については、10年交替ルールを採用しております。業務執行社員以外の監査業務チームの主要な構成員（公認会計士である統括主査及び主査に限る。）のローテーションについては、社会的影響度が特に高い会社（時価総額が5,000億円以上の上場会社）に対して、10年交替ルールを採用しております。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、被監査会社に対する独立性、被監査会社の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及び企業統治の状況（不正リスクを含む。）、内部統制の状況、監査報酬の妥当性等を総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。これらにより、業務執行社員は、当該所定の規程に従って監査契約の新規の締結及び更新が適切に行われ、その結論が適切であり、また適切に文書化されていることを確かめており、また、監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約締結後に入手した場合には、その情報を当監査法人に速やかに報告することとなっております。

④ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

（監査実施者の採用）

当監査法人は、監査業務を遂行するために必要とされる適性と能力を備えた誠実な人材を採用するため、所定の規程に基づく手続を経て採用案を作成し、総括代表社員が承認する体制としております。

（監査実施者の教育・訓練）

当監査法人は、監査実施者の適性及び能力を高めるため、人事研修部において、教育研修・訓練（不正に関する教育・訓練を含む。）の計画立案、実施を行っており、継続的な職業的専門家としての能力開発を行うとともに実務経験が得られるよう指導しております。

(監査実施者の評価)

当監査法人は、監査業務の品質、監査実施者が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）の遵守の観点から監査実施者を評価しております。また、所定の規程に基づく手続により、専門家としての能力向上、職業倫理（独立性を含む。）に関する周知徹底、助言相談の実施及び昇進・処分等の検討を行っております。

(社員の報酬の決定)

社員の報酬については所定の規程に基づく評価を実施し、それを勘案して報酬を決定しております。当該評価には品質管理の方針への遵守を確認するための品質管理責任者による評価も含まれております。

(監査実施者の選任)

業務執行社員については、法人全体として最適な者を選任するため、所定の規程に基づく手続を経て選任案を作成し、総括代表社員が承認する体制としております。

監査補助者については、被監査会社ごとに最適な監査補助者を選任するという方針のもとに、地区事務所毎に、被監査会社の業種、事業内容、規模等に応じて、個人の監査経験、能力、独立性及び業務量等を勘案して監査補助者を選任しております。

業務執行社員は、監査チームと監査チームが業務を依頼する外部の専門家が、全体として適切な適性及び能力を有していることを確かめております。

⑤ 業務の実施

(監査手法)

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査を実施するために、品質管理規程及び標準様式を定めております。また、GTILの監査手法に加え、日本固有の事情を斟酌したマニュアル及びツールを開発しております。業務執行社員は、当該手続及び規程を遵守し、監査業務を指示、監督及び実施し（不正リスクに適切に対応することを含む。）、状況に応じた適切な監査報告書を発行することに対する責任を負っております。また、当監査法人の監査調書（電子的記録による調書を含む。）の査閲に関する方針及び手続に従って実施される査閲（不正リスクに適切に対応することを含む。）に対する責任を負っております。

(監査業務支援のための組織体制)

当監査法人は、監査業務の品質管理のために品質管理本部及び監査業務本部を設置し、監査実施者が実施する監査業務を支援しております。

品質管理本部においては、監査品質の維持及び向上のため、必要に応じて品質管理規程、標準様式、マニュアル及びツールの見直し、改訂を行っております。監査業務本部においては、品質管理本部と連携をとりながら、必要に応じて監査チームの監査品質向上のための支援を行っております。

会計・監査上の諸問題については、品質管理本部において相談受付を行い、迅速な解決に向けた対応及び体系的な教育研修を実施しております。

(監査事務所内における監査責任者全員の交代)

当監査法人は、同一の被監査会社の監査を担当する業務執行社員が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達することとしております。

(専門的な見解の問合せ)

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項については、原則として品質管理本部へ問合せを実施することとしております。業務執行社員は、当該方針が遵守されていることを確かめております。

また、当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、品質管理本部へ通知し、当監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得ることとしております。業務執行社員は、当該専門的な見解の問合せを適切に実施する責任を有しております。

さらに、専門的な知識、情報及び経験を蓄積するため、品質管理本部内に専門的な見解の問合せ窓口を設置し、監査業務に役立てております。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、品質管理本部において審査体制全般を所管しており、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、監査業務ごとに審査担当社員（以下、審査員という。）を選任するとともに、所定の事由に該当する場合には合議制の審査会を開催することとしております。

審査員は、社員の中から選任されます。審査員の選任に当たっては、経験・能力や独立性等といった審査員としての適格性の要件を定めております。

所定事由に該当する場合（不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合を含む。）については、監査意見の形成に関して合議制の審査会を開催することとしております。また、監査上の判断の相違が生じた場合など、特定の要件に該当する場合には特別審査会を開催し、より慎重な審査を実施することとしております。

なお、審査に係る所定の方針及び手続に従って、審査の内容及び結論を記録及び保存しております。

業務執行社員は、審査に係る所定の方針及び手続が遵守されていることを確かめることとしております。

また、業務執行社員は、監査報告書日を審査員又は審査会による審査が完了した日以降の日付としなければならないこととしております。

(監査上の判断の相違)

当監査法人は、監査チーム内、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と審査員との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決するまでは監査報告書に日付を付してはならないこととしております。業務執行社員は、当該方針が遵守されていることを確かめております。

(監査調書)

当監査法人では、監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれるいずれか遅い監査報告書日から起算して60日以内としております。また、監査調書の保存期間は、原則として10年としております。

⑥ 品質管理のシステムの監視

(監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視)

当監査法人では、監査業務点検室が、個々の監査業務が適切に行われていること（監査業務における不正リスクへの対応状況を含む。）を確認するため、定期的に監査実施状況の監視を実施するとともに、内部監査室が、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを監視しております。

また、当監査法人はGTILにより品質管理のシステムの監視を受けております。

(識別した不備の評価、伝達及び是正)

当監査法人は、品質管理のシステムの監視によって発見された不備の影響を評価し、必要な是正措置を講じており、業務執行社員や非監査業務の業務担当社員並びにその他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しています。

また、当監査法人は、品質管理のシステムの監視の結果及び改善策については、監査実施者に対して研修を実施して周知徹底を図っております。

業務執行社員は、品質管理のシステムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が、担当する監査業務に影響を与えているかどうかを検討しております。

(不服と疑義の申立て)

当監査法人は、監査の品質向上及び法令遵守体制の強化に資するため、法令遵守責任者を定め、通報制度（いわゆるホットライン）を設置するとともに、調査委員会の設置及び法律顧問の支援体制を整えております。

また、不正リスクに関連する情報を受け付けた場合には、当該情報について、業務執行社員に適時に伝達し、業務執行社員は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理本部及び監査業務本部に報告することとなっております。

⑦ 品質管理のシステムの文書化

当監査法人は、品質管理のシステムの整備及び運用状況を示すために、品質管理のシステムの整備及び運用状況を適切に記録・保存しております。

⑧ 監査事務所間の引継

当監査法人は、所定の規程に基づき、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継を適切に行っております。また、品質管理本部は、監査チームが実施した引継の状況について報告を受けております。

業務執行社員は、当該方針が遵守されていることを確かめております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

特定社員については、定款及び社員規程において、公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務を執行する権利と義務を有しない旨、また、監査業務審査規程において、審査員として選任できない旨を定めております。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月

令和3年11月～12月（通常レビュー）

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

総括代表社員山田茂善は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当なし

(2) 提携を開始した年月

該当なし

(3) 業務上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Grant Thornton International Ltd. (GTIL)

(2) 提携を開始した年月

平成6年10月

(3) 業務上の提携の内容

当監査法人は、メンバーファームとしてGTILに加盟しております。GTILに加盟している各国の事務所は、各々独立した組織体ではありますが、GTILが作成した監査マニュアル及びそれを具現化した監査ツールを用いて監査を行うことが求められております。このような共通の監査方法論、監査ツールを用いることにより、加盟各国の事務所はどの国においても均質な監査業務を提供できる態勢を整えております。加盟事務所の質の維持・向上を図るため、GTILは定期的・臨時的な研修を行っており、当監査法人からもこれらの研修に参加者を派遣しております。

国際財務報告基準(IFRS)に関しては、Grant Thorntonのロンドン事務所が、各国の加盟事務所のIFRSへの対応をサポートしております。また、当監査法人からもIFRSの日本担当窓口としてロンドン事務所に職員を派遣しております。

GTILの各加盟事務所は、いわゆるネットワーク・ファームという関係に当たります。従って、監査業務の独立性が確保されているかの確認は、全世界規模で行われております。

GTILは、定期的に加盟事務所のレビューを行い、GTILの定めた方針・手続に従って業務が行われているかの検証を行っております。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当なし

二. 社員の概況

1. 社員の数(令和5年6月30日現在)

公認会計士	特定社員	合計
89人	4人	93人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営会議	代表の業務の補佐	5人	0人	5人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)太陽有限責任監査法人	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	67人	4人	71人	216人

(従) 太陽有限責任監査法人 大阪事務所	大阪府大阪市北区 中崎西二丁目4番12号	14人	0人	14人	58人
(従) 太陽有限責任監査法人 名古屋事務所	愛知県名古屋市西区 牛島町6番1号	3人	0人	3人	11人
(従) 太陽有限責任監査法人 北陸事務所	石川県金沢市広岡 一丁目1番18号	2人	0人	2人	12人
(従) 太陽有限責任監査法人 札幌事務所	北海道札幌市中央区北 一条西四丁目2番2号	0人(*1)	0人	0人	1人
(従) 太陽有限責任監査法人 東北事務所	宮城県仙台市青葉区中 央二丁目2番1号	1人	0人	1人	3人
(従) 太陽有限責任監査法人 新潟事務所	新潟県新潟市中央区東 大通二丁目1番18号	1人	0人	1人	1人
(従) 太陽有限責任監査法人 中国・四国事務所	広島県広島市中区八丁 堀14番4号	0人(*2)	0人	0人	5人
(従) 太陽有限責任監査法人 九州事務所	福岡県福岡市中央区天 神二丁目14番2号	1人	0人	1人	8人

(*1) 主たる事務所所属の公認会計士が兼任

(*2) 九州事務所所属の公認会計士が兼任

四. 監査法人の組織の概要

(組織図添付)

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第52期 令和3年7月1日～令和4年6月30日	第53期 令和4年7月1日～令和5年6月30日
売上高		
監査証明業務	13,642,709	16,317,885
非監査証明業務	582,930	513,100
合 計	14,225,639	16,830,986

2. 直近の二会計年度の計算書類

※ 添付を参照。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

※ 添付を参照。

4. 供託金の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	186,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	198,000

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

No.	被監査会社等(大会社等)の名称
	金商法・会社法監査
1	株式会社アル・エス・シー
2	株式会社SRAホールディングス
3	KOA株式会社
4	コムチュア株式会社
5	株式会社ブルボン
6	総半ホールディングス株式会社
7	株式会社アドバネクス
8	株式会社きもと
9	栗田工業株式会社
10	株式会社佐藤源次
11	株式会社ジャムコ
12	太平電業株式会社
13	チタン工業株式会社
14	都築電気株式会社
15	東ブレ株式会社
16	株式会社鳥取銀行
17	日建工学株式会社
18	株式会社レオパレス21
19	株式会社オービックビジネスコンサルタント
20	総合警備保障株式会社
21	MIRARTHホールディングス株式会社
22	野村マイクロ・サイエンス株式会社
23	保土谷化学工業株式会社
24	株式会社星医薬器
25	バーチャレス・ホールディングス株式会社
26	株式会社WDI
27	全国保証株式会社
28	タメニー株式会社
29	チエル株式会社
30	川田テクノロジーズ株式会社
31	黒田精工株式会社
32	大岡電子通信株式会社
33	TAC株式会社
34	株式会社リプロセル
35	大木ヘルスケアホールディングス株式会社
36	株式会社ミクリード
37	株式会社ゼネテック
38	シンプレクス・ホールディングス株式会社
39	日本電解株式会社
40	株式会社いづも
41	RIZAPグループ株式会社
42	ブロードマインド株式会社
43	株式会社ライドオンエクスプレスホールディングス
44	ヒーハイト株式会社
45	大成温調株式会社
46	川辺株式会社
47	株式会社フォーバルテレコム
48	株式会社フォーバル
49	株式会社フォーバル・リアルストレート
50	株式会社三栄コーポレーション
51	株式会社アイ・ビー・エス
52	TDSE株式会社
53	株式会社サンコー
54	鈴茂器工株式会社
55	新日本建設株式会社
56	株式会社日本エム・ディ・エム
57	株式会社フライトホールディングス
58	アステリア株式会社
59	カバール株式会社
60	株式会社エージービー
61	SEMITEC株式会社
62	株式会社オブティム
63	レック株式会社

No.	被監査会社等(大会社等)の名称
64	日本アンテナ株式会社
65	株式会社j i g . j p
66	株式会社エヌ・シー・エヌ
67	ワイエイシーホールディングス株式会社
68	エブレン株式会社
69	共栄セキュリティサービス株式会社
70	丸紅建材リース株式会社
71	株式会社S H I N K O
72	Institution for a Global Society株式会社
73	株式会社サクシード
74	株式会社サインド
75	クルーズ株式会社
76	日新商事株式会社
77	株式会社マースグループホールディングス
78	株式会社デジタルハーツホールディングス
79	インヴァスト株式会社
80	エクシオグループ株式会社
81	日本信号株式会社
82	株式会社イチケン
83	日産証券グループ株式会社
84	株式会社フェイス
85	ネットワンステムズ株式会社
86	藤倉コンボシット株式会社
87	株式会社アイネット
88	株式会社ヤマト
89	曙ブレーキ工業株式会社
90	KYB株式会社
91	那須電機鉄工株式会社
92	日本電波工業株式会社
93	株式会社カオナビ
94	株式会社アレスティ
95	株式会社テクノスジャパン
96	株式会社ニッキ
97	株式会社ワットマン
98	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
99	株式会社データ・アプリケーション
100	株式会社アサクス
101	マイクロ波化学株式会社
102	夢展堂株式会社
103	中央発條株式会社
104	株式会社G E N O V A
105	株式会社ニッチツ
106	株式会社ユビキタスA I
107	M R Kホールディングス株式会社
108	センコーグループホールディングス株式会社
109	株式会社ユーシン精機
110	山喜株式会社
111	紅技株式会社
112	旭松食品株式会社
113	株式会社モリタホールディングス
114	株式会社エムケイシステム
115	株式会社遠藤照明
116	クリエイト株式会社
117	株式会社ケー・エフ・シー
118	シュッピン株式会社
119	大木建設株式会社
120	株式会社デンキョーグループホールディングス
121	エスリード株式会社
122	株式会社ベネフィットジャパン
123	松尾電機株式会社
124	新明和工業株式会社
125	株式会社日販製作所
126	株式会社スーパーツール
127	フジテック株式会社
128	昭栄薬品株式会社

No.	被監査会社等(大会社等)の名称
129	e B A S E 株式会社
130	株式会社セキユアヴェイル
131	株式会社音通
132	丸尾カルシウム株式会社
133	東洋機械金属株式会社
134	株式会社トクヤマ
135	株式会社M C J
136	フシントンホテル株式会社
137	日本基礎技術株式会社
138	株式会社中西製作所
139	硝水樹脂株式会社
140	株式会社ヴィス
141	阿波製紙株式会社
142	日本グランデ株式会社
143	日東ベスト株式会社
144	株式会社アイトマーケティングコミュニケーション
145	株式会社石川製作所
146	株式会社ハチバン
147	中部水産株式会社
148	株式会社J-MAX
149	大豊工業株式会社
150	東海染工株式会社
151	株式会社テスク
152	ムーンバット株式会社
153	ニホンフラッシュ株式会社
154	アリアケジャパン株式会社
155	株式会社ウチヤマホールディングス
156	アドソル日進株式会社
157	北陸電気工業株式会社
158	三谷商事株式会社
159	三谷セキサン株式会社
160	フクビ化学工業株式会社
161	ANYCOLOR株式会社
162	HEROZ株式会社
163	株式会社ザッパラス
164	株式会社スリー・ディー・マトリックス
165	株式会社ダイサン
166	株式会社インターファクトリー
167	リベステ株式会社
168	ファーマライズホールディングス株式会社
169	株式会社きずなホールディングス
170	株式会社G l o b e e
171	シグマ光機株式会社
172	株式会社インテリックス
173	株式会社中北製作所
174	ライク株式会社
175	株式会社ジーデップ・アドバンス
176	株式会社オータケ
177	株式会社フルヤ金属
178	株式会社スカラ
179	株式会社アンビションDXホールディングス
180	株式会社デー・オー・ダブリュー
181	株式会社ビューティ花壇
182	株式会社コルポート
183	H P Cシステムズ株式会社
184	株式会社アドベンチャー
185	株式会社ビーブレイクシステムズ
186	日本リビング保証株式会社
187	株式会社ファインズ
188	株式会社アソインターナショナル
189	東洋ドライルーブ株式会社
190	第一カッター興業株式会社
191	BRUNO株式会社
192	株式会社アイ・ビー・エス
193	株式会社メルディアDC

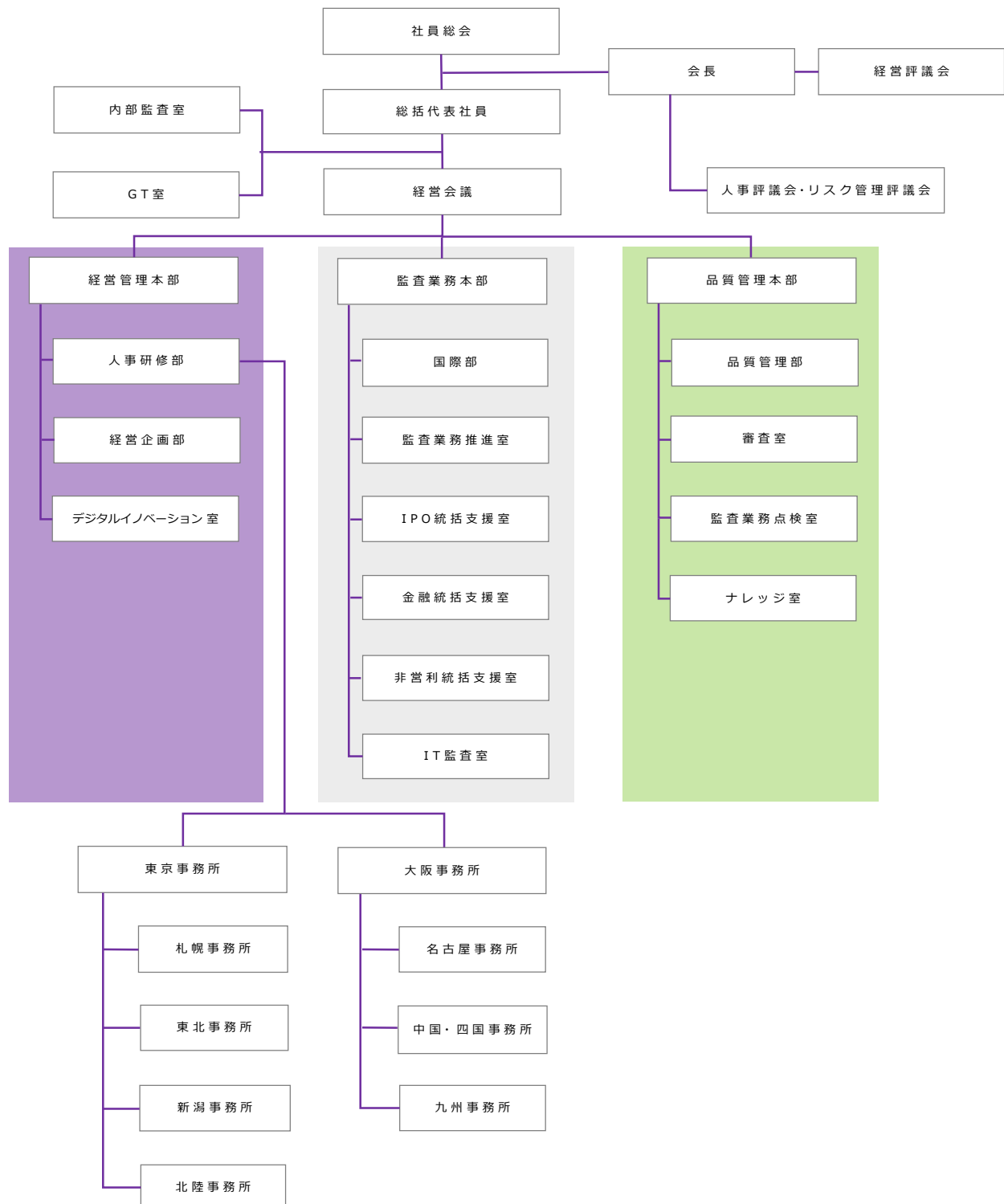
No.	被監査会社等(大会社等)の名称
194	株式会社クレスデック
195	伏木海陸運送株式会社
196	リンカーズ株式会社
197	株式会社メディアシーク
198	株式会社デリバリーコンサルティング
199	株式会社ベストフットコム
200	株式会社シルバーライフ
201	INTLOOP株式会社
202	株式会社L e T e c h
203	総合商研株式会社
204	嵯峨島工業株式会社
205	株式会社鉄人化計画
206	岡ヶ関キャピタル株式会社
207	J E S C Oホールディングス株式会社
208	株式会社ウエストホールディングス
209	株式会社三栄建築設計
210	株式会社 F I X E R
211	株式会社ほほ日
212	株式会社ブラップジャパン
213	株式会社トランザクション
214	株式会社メディア工房
215	ホームボジション株式会社
216	旭化学工業株式会社
217	ボエック株式会社
218	株式会社アイナボホールディングス
219	東北化学薬品株式会社
220	株式会社ネオマーケティング
221	A P A M A N株式会社
222	株式会社システムソフト
223	株式会社グローバルキッズCOMPANY
224	アクセルマーク株式会社
225	株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス
226	B E N O S株式会社
227	イー・ガーディアン株式会社
228	株式会社CS-C
229	株式会社ニースワエル
230	テモナ株式会社
231	バラカ株式会社
232	株式会社スプリックス
233	株式会社キャリアデザインセンター
234	ホウライ株式会社
235	BBDイニシアティブ株式会社
236	株式会社トスネット
237	株式会社 c o t t a
238	株式会社アルエイジ
239	株式会社 A B & C o m p a n y
240	トルク株式会社
241	泉州電業株式会社
242	ロングライフホールディング株式会社
243	株式会社トップカルチャー
244	株式会社プロレド・パートナーズ
245	株式会社エスボール
246	丸八倉庫株式会社
247	シリコンスタジオ株式会社
248	株式会社 C a S y
249	ジャパニクス株式会社
250	北興化学工業株式会社
251	クックビズ株式会社
252	株式会社ファンタジーエーショングループ
253	株式会社ヴィンクス
254	株式会社オークネット
255	サイバーコム株式会社
256	サイバネットシステム株式会社
257	立川ブラインド工業株式会社
258	T H K株式会社

No.	被監査会社等(大会社等)の名称
259	富士ソフト株式会社
260	中野冷機株式会社
261	日置電機株式会社
262	株式会社ルックホールディングス
263	株式会社CAC Holdings
264	富士ソフトサービスビューロ株式会社
265	株式会社ソディック
266	オリジナル設計株式会社
267	株式会社ビーグリー
268	株式会社Sun Asterisk
269	株式会社ラキール
270	エアリンク株式会社
271	株式会社リンクアンドモチベーション
272	株式会社ツカダ・グローバルホールディング
273	株式会社KeyHolder
274	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
275	Jトラスト株式会社
276	株式会社プロジェクトカンパニー
277	HOUSEI株式会社
278	株式会社ワンキャリア
279	オープンワーク株式会社
280	ピリングシステム株式会社
281	株式会社ジーエヌアイグループ
282	株式会社ズーム
283	株式会社アルファバーチエス
284	株式会社セキュア
285	株式会社すらネット
286	パレミュダ株式会社
287	株式会社JPMC
288	株式会社ブイキューブ
289	スバイタープラス株式会社
290	株式会社Aiming
291	株式会社eWeLL
292	株式会社ウィル
293	協立エアテック株式会社
294	株式会社シノブス
295	ローランド株式会社
296	日本ホスピスホールディングス株式会社
297	太洋工業株式会社
298	清和中央ホールディングス株式会社
299	六甲バター株式会社
300	株式会社日住サービス
301	株式会社F U J I ジャパン
302	株式会社スノーピーク
303	セントラルフォレストグループ株式会社
304	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
305	株式会社スタメン
306	富士変速機株式会社
307	株式会社S K I Y A K I
308	ミリアル株式会社
309	株式会社ゼットン
310	株式会社アルブランナー
311	株式会社エーピーシー・マート
312	株式会社クリーク・アンド・リバー社
313	株式会社エディア
314	いちご株式会社
315	株式会社市進ホールディングス
316	株式会社スーパバリュー
317	株式会社エスエルディー
318	株式会社松屋
319	株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア
320	株式会社チヨダ
321	株式会社マックハウス
322	株式会社オキサイド
323	株式会社ベイカレント・コンサルティング

No.	被監査会社等(大会社等)の名称
324	株式会社MS&Consulting
325	株式会社DDグループ
326	株式会社リンガーハット
327	株式会社ヘルク
328	株式会社識学
329	株式会社関連
330	コーナン商事株式会社
331	株式会社マルコシセンター
332	株式会社MORESCO
333	JNSホールディングス株式会社
334	株式会社システムインテグレータ
335	株式会社ツインバード
336	株式会社大和
337	ローテエ株式会社
338	東京貿易ホールディングス株式会社
339	山崎金属産業株式会社
340	株式会社佐賀共栄銀行
341	株式会社西京銀行
342	富山地方鉄道株式会社
343	互助会保証株式会社
344	佐藤製薬株式会社
345	北陸観光開発株式会社
	計 345社
	金商法監査
1	大和証券リビング投資法人
2	いちごオフィスリート投資法人
3	ジャパン・インフラファンド投資法人
4	いちごグリーンインフラ投資法人
5	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
6	東京インフラ・エネルギー投資法人
7	星野リゾート・リート投資法人
8	エネクス・インフラ投資法人
9	いちごホテルリート投資法人
10	東海道リート投資法人
	計 10社
	会社法監査
1	インヴァスト証券株式会社
2	新菱冷熱工業株式会社
3	J Pリースプロダクツ&サービス株式会社
4	株式会社立飛ホールディングス
5	株式会社マルハン
6	センコー株式会社
7	国分グループ本社株式会社
8	国分首都圏株式会社
9	上田八木短資株式会社
	計 9社
	その他法定監査
1	国立大学法人秋田大学
2	国立大学法人北海道教育大学
3	国立大学法人大分大学
4	国立大学法人山口大学
5	国立大学法人岡山大学
6	独立行政法人情報処理推進機構
7	国立研究開発法人建築研究所
8	国立研究開発法人土木研究所
9	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
10	独立行政法人国民生活センター
	計 10社
	大会社等 合計 374社

四 監査法人の組織の概要

令和5年6月30日現在



太陽有限責任監査法人

第 53 期 (2023 年 6 月期)

貸借対照表

損益計算書

社員資本等変動計算書

注記表

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	10,163,822	<u>流動負債</u>	4,006,457
現金及び預金	8,864,401	短期借入金	190,000
業務未収入金	871,418	リース債務	3,113
前払費用	243,281	未払金	1,046,459
未収入金	182,811	未払法人税等	799,701
立替金	12,480	未払費用	281,514
その他流動資産	5,953	未払消費税等	399,574
貸倒引当金	△ 16,524	賞与引当金	151,319
		前受金	679,711
		預り金	455,062
<u>固定資産</u>	3,080,860	<u>固定負債</u>	2,582,104
<u>有形固定資産</u>	556,057	リース債務	6,885
建物	65,143	職員退職給付引当金	296,168
建物附属設備	146,532	社員退職慰労引当金	2,204,735
車両運搬具	13,441	預り保証金	74,315
器具備品	100,356		
土地	221,493	負債合計	6,588,561
リース資産	9,090		
<u>無形固定資産</u>	164,568	<u>純資産の部</u>	
ソフトウェア	160,398	<u>社員資本</u>	6,656,121
ソフトウェア仮勘定	2,200	資本金	530,500
電話加入権	1,970	資本剰余金	417,827
<u>投資その他の資産</u>	2,360,234	その他資本剰余金	417,827
関係会社株式・出資金	30,000	利益剰余金	5,707,793
供託金	198,000	その他利益剰余金	5,707,793
敷金及び保証金	825,232	繰越利益剰余金	5,707,793
保険積立金	174,595		
入会金	89,746		
長期前払費用	16,239		
繰延税金資産	1,025,735		
その他の投資等	684	純資産合計	6,656,121
<u>資産合計</u>	13,244,683	<u>負債及び純資産合計</u>	13,244,683

損 益 計 算 書

〔 自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
業 務 収 入		16,830,986
業 務 費 用		
人 件 費	10,755,547	
人 材 開 発 費 用	180,927	
施 設 関 連 費 用	798,979	
I T 及 び 通 信 費 用	679,472	
そ の 他 業 務 費 用	1,696,901	14,111,828
営 業 利 益		2,719,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	124	
保 険 料 収 入	59,999	
雑 収 入	7,057	67,181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,116	
雑 損 失	2,025	3,141
経 常 利 益		2,783,198
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,290	4,290
税 引 前 当 期 純 利 益		2,778,907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,028,088
法 人 税 等 調 整 額		△ 148,718
当 期 純 利 益		1,899,538

社員資本等変動計算書

（ 自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 ）

(単位：千円)

	社員資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	527,500	417,827	417,827
当期変動額			
社員出資金増加	3,000		
剰余金の配当			
当期純利益			
当期中の変動額合計	3,000	—	—
当期末残高	530,500	417,827	417,827

	社員資本			純資産合計
	利益剰余金		社員資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,019,255	4,019,255	4,964,583	4,964,583
当期変動額				
社員出資金増加			3,000	3,000
剰余金の配当	△ 211,000	△ 211,000	△ 211,000	△ 211,000
当期純利益	1,899,538	1,899,538	1,899,538	1,899,538
当期中の変動額合計	1,688,538	1,688,538	1,691,538	1,691,538
当期末残高	5,707,793	5,707,793	6,656,121	6,656,121

注記表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち、当事業年度の支給対象期間に対応する額を計上しております。

(3)職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4)社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
表示単位未満の端数処理の方法
切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	345,435 千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	164,598 千円
短期金銭債務	51,703 千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳	
監査収入	16,317,885 千円
非監査収入	513,100 千円
2. 関係会社との取引高	
業務費用	308,090 千円

V 社員資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

2022 年 8 月 30 日開催の定時社員総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 211,000 千円

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払金、職員退職給付引当金及び社員退職慰労引当金であります。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

借入金の用途は、主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	8,864,401	8,864,401	—
(2) 業務未収入金	871,418	871,418	—
(3) 未収入金	182,811	182,811	—
(4) 短期借入金	(190,000)	(190,000)	—
(5) 未払金	(1,046,459)	(1,046,459)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 業務未収入金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金、並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額関係会社株式・出資金 30,000 千円）は、上記の表には含めておりません。

VIII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

太陽有限責任監査法人

第 53 期 (2023 年 6 月期)

附 属 明 細 書

有形固定資産及び無形固定資産の明細

引当金の明細

業務費用の明細

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

〈有形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
建物	41,462	30,926	—	7,246	65,143	30,476	95,619
建物附属設備	95,875	66,771	4,290	11,823	146,532	81,939	228,472
車両運搬具	11,809	9,151	—	7,519	13,441	31,971	45,412
器具備品	90,373	32,221	0	22,237	100,356	195,984	296,341
土地	8,084	213,408	—	—	221,493	—	221,493
リース資産	7,571	4,278	—	2,759	9,090	5,063	14,154
合計	255,177	356,756	4,290	51,585	556,057	345,435	901,492

〈無形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
ソフトウェア	130,274	95,466	—	65,342	160,398	231,802	392,201
ソフトウェア仮勘定	43,591	80,996	122,388	—	2,200	—	2,200
電話加入権	1,970	—	—	—	1,970	—	1,970
合計	175,836	176,462	122,388	65,342	164,568	231,802	396,371

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16,524	—	—	16,524
賞与引当金	128,553	151,319	128,553	151,319
職員退職給付引当金	265,255	63,260	32,348	296,168
社員退職慰労引当金	2,067,968	183,067	46,300	2,204,735

【業務費用の明細】

(単位:千円)

科目	内 訳	金 額	
人件費			
	報酬給与	6,268,305	
	賞与引当金繰入額	1,938,682	
	法定福利費	1,151,462	
	福利厚生費	131,235	
	職員退職給付費用	76,351	
	社員退職慰労引当金繰入額	183,067	
	支払業務報酬	992,334	
	業務委託費	14,107	10,755,547
人材開発費用			
	教育研修費用	59,007	
	採用関連費用	121,920	180,927
施設関連費用			
	施設賃借料	706,818	
	水道光熱費	23,653	
	減価償却費	51,585	
	その他	16,921	798,979
IT及び通信費			
	IT関連費	555,936	
	通信費	58,193	
	減価償却費	65,342	679,472
その他業務費用			
	業務委託費	242,105	
	グループ負担金	310,593	
	旅費交通費	350,567	
	諸会費	226,288	
	職業賠償保険料	40,511	
	租税公課	176,364	
	その他	350,470	1,696,901
業務費用合計			14,111,828

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

太陽有限責任監査法人

総括代表社員 山田 茂善 殿

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第53期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、太陽有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。総括代表社員の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する総括代表社員の責任

総括代表社員の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために総括代表社員が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、総括代表社員は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 総括代表社員が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに総括代表社員によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 総括代表社員が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、総括代表社員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

太陽有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

太陽有限責任監査法人

第 52 期 (2022 年 6 月期)

貸借対照表

損益計算書

社員資本等変動計算書

注記表

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	7,928,449	<u>流動負債</u>	3,122,187
現金及び預金	6,870,896	短期借入金	190,000
業務未収入金	761,759	リース債務	2,172
前払費用	137,545	未払金	784,385
未収入金	165,237	未払法人税等	487,332
立替金	4,867	未払費用	260,348
その他流動資産	4,666	未払消費税等	293,590
貸倒引当金	△ 16,524	賞与引当金	128,553
		前受金	587,810
		預り金	387,993
<u>固定資産</u>	2,572,017	<u>固定負債</u>	2,413,695
<u>有形固定資産</u>	255,177	リース債務	6,156
建物	41,462	職員退職給付引当金	265,255
建物附属設備	95,875	社員退職慰労引当金	2,067,968
車両運搬具	11,809	預り保証金	74,315
器具備品	90,373		
土地	8,084	負債合計	5,535,883
リース資産	7,571		
<u>無形固定資産</u>	175,836	<u>純資産の部</u>	
ソフトウェア	130,274	<u>社員資本</u>	4,964,583
ソフトウェア仮勘定	43,591	資本金	527,500
電話加入権	1,970	資本剰余金	417,827
<u>投資その他の資産</u>	2,141,003	その他資本剰余金	417,827
関係会社株式・出資金	30,000	利益剰余金	4,019,255
供託金	194,000	その他利益剰余金	4,019,255
敷金及び保証金	786,957	繰越利益剰余金	4,019,255
保険積立金	171,611		
入会金	70,019	純資産合計	4,964,583
長期前払費用	10,713		
繰延税金資産	877,017	負債及び純資産合計	10,500,466
その他の投資等	684		
<u>資産合計</u>	10,500,466		

損 益 計 算 書

〔 自 2021年7月1日
至 2022年6月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
業 務 収 入		14,225,639
業 務 費 用		
人 件 費	9,902,404	
人 材 開 発 費 用	186,336	
施 設 関 連 費 用	748,733	
I T 及 び 通 信 費 用	529,578	
そ の 他 業 務 費 用	1,301,814	12,668,867
営 業 利 益		1,556,772
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	112	
保 険 料 収 入	143,739	
雑 収 入	7,469	151,321
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,164	1,164
経 常 利 益		1,706,929
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,702	1,702
税 引 前 当 期 純 利 益		1,705,227
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		602,968
法 人 税 等 調 整 額		△ 58,812
当 期 純 利 益		1,161,071

社員資本等変動計算書

（ 自 2021年7月1日
至 2022年6月30日 ）

(単位：千円)

	社員資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	508,000	417,827	417,827
当期変動額			
社員出資金増加	19,500		
剰余金の配当			
当期純利益			
当期中の変動額合計	19,500	—	—
当期末残高	527,500	417,827	417,827

	社員資本			純資産合計
	利益剰余金		社員資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,035,983	3,035,983	3,961,811	3,961,811
当期変動額				
社員出資金増加			19,500	19,500
剰余金の配当	△ 177,800	△ 177,800	△ 177,800	△ 177,800
当期純利益	1,161,071	1,161,071	1,161,071	1,161,071
当期中の変動額合計	983,271	983,271	1,002,771	1,002,771
当期末残高	4,019,255	4,019,255	4,964,583	4,964,583

注記表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち、当事業年度の支給対象期間に対応する額を計上しております。

(3)職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4)社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

表示単位未満の端数処理の方法

切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これらの結果、当事業年度期首の純資産額、当事業年度の業務収入及び各段階損益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	296,700 千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	144,449 千円
短期金銭債務	76,463 千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳	
監査収入	13,642,709 千円
非監査収入	582,930 千円
2. 関係会社との取引高	
業務費用	165,196 千円

V 社員資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

2021 年 8 月 27 開催の定時社員総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 177,800 千円

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払金、職員退職給付引当金及び社員退職慰労引当金であります。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

借入金の用途は、主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	6,870,896	6,870,896	—
(2) 業務未収入金	761,759	761,759	—
(3) 未収入金	165,237	165,237	—
(4) 短期借入金	(190,000)	(190,000)	—
(5) 未払金	(784,385)	(784,385)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 業務未収入金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金、並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額関係会社株式・出資金 30,000 千円）は、上記の表には含めておりません。

VIII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

太陽有限責任監査法人

第 52 期 (2022 年 6 月期)

附 属 明 細 書

有形固定資産及び無形固定資産の明細

引当金の明細

業務費用の明細

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

〈有形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
建物	42,910	—	—	1,447	41,462	23,230	64,693
建物附属設備	97,944	8,120	—	10,188	95,875	71,976	167,852
車両運搬具	1,674	15,621	—	5,486	11,809	24,451	36,261
器具備品	92,953	17,152	155	19,578	90,373	174,737	265,111
土地	8,084	—	—	—	8,084	—	8,084
リース資産	9,546	—	—	1,975	7,571	2,304	9,876
合計	253,114	40,894	155	38,676	255,177	296,700	551,877

〈無形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
ソフトウェア	182,986	23,081	13,585	62,208	130,274	176,217	306,492
ソフトウェア仮勘定	—	46,341	2,750	—	43,591	—	43,591
電話加入権	1,970	—	—	—	1,970	—	1,970
合計	184,956	69,423	16,335	62,208	175,836	176,217	352,054

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16,881	—	357	16,524
賞与引当金	120,992	128,553	120,992	128,553
職員退職給付引当金	250,145	69,646	54,536	265,255
社員退職慰労引当金	1,987,683	189,985	109,700	2,067,968

【業務費用の明細】

(単位:千円)

科目	内 訳	金 額	
人件費			
	報酬給与	5,950,369	
	賞与引当金繰入額	1,662,382	
	法定福利費	1,110,313	
	福利厚生費	81,325	
	職員退職給付費用	93,698	
	社員退職慰労引当金繰入額	189,985	
	支払業務報酬	804,573	
	業務委託費	9,755	9,902,404
人材開発費用			
	教育研修費用	47,708	
	採用関連費用	138,627	186,336
施設関連費用			
	施設賃借料	687,374	
	水道光熱費	16,757	
	減価償却費	38,676	
	その他	5,924	748,733
IT及び通信費			
	IT関連費	413,285	
	通信費	56,209	
	減価償却費	60,084	529,578
その他業務費用			
	業務委託費	147,812	
	グループ負担金	274,615	
	旅費交通費	212,131	
	諸会費	183,718	
	職業賠償保険料	33,435	
	租税公課	154,382	
	その他	295,718	1,301,814
業務費用合計			12,668,867

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

太陽有限責任監査法人

総括代表社員 山田 茂善 殿

誠 栄 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の2021年7月1日から2022年6月30日までの第52期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。総括代表社員の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する総括代表社員の責任

総括代表社員の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために総括代表社員が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、総括代表社員は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算

書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 総括代表社員が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに総括代表社員によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 総括代表社員が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、総括代表社員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

太陽有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上